

業務委託仕様書

1. 業務名

宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務

2. 目的

本市では、エネルギー資源に関する外的な影響の緩和と調達資金の地域経済循環を図るため、エネルギー自給率を2050年までに48.9%まで引き上げることを目標として掲げている。また、国は脱炭素社会の構築を成長戦略として掲げ、その実現に向けた動きを加速させており、環境モデル都市の認定を受けている本市としても、現在掲げている二酸化炭素排出量削減目標（2050年までに69.1%）を見直し、さらなる削減目標の設定について検討する必要がある。

これらのことから、本業務では、再生可能エネルギーの最適・最大限の導入を図りつつ、脱炭素社会の構築を通じた市民の豊かさの向上に資する実現性・実効性の高い計画を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和4年1月17日（月）

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が指示する書類

5. 委託業務の内容

本業務は、本市における2050年のエネルギー自給率・二酸化炭素排出量削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限導入と併せて、再生可能エネルギーを活用した市民生活の向上、地域活性化の施策にも踏み込んだ実現性・実効性の高い計画を策定するため、三年間をかけて実施する予定である。

策定する計画は、再エネの最大限導入における数値的目標の設定だけでなく、市民にとって現実に導入可能な取組でなければならないことから、計画策定と並行してモデルプロジェクトを実施し、その成果を計画策定に反映させる。（モデルプロジェクトの実施経費は本業務には含まない。）

三年間の計画策定で想定される段階は以下のとおり。

〈一年目〉：計画実施の前提となる基礎情報や技術情報等の整理。

本地域の再エネ最大限導入シナリオの構築。

〈二年目〉：一年目に構築したシナリオをもとに、専門家の知見も借りながら、将来の温室効果ガスの削減や再エネ導入目標を具体的に設定、及びモデルプロジェクトの実施。

〈三年目〉：設定した目標等やモデルプロジェクトの成果を踏まえ、今後重要となる政策・施策案を策定して実施計画に反映。

以上のような年度毎の取組を踏まえ、1年目である本委託業務においては以下の項目に沿って業務を行うこととする。なお、以下の業務は基本的な実施事項であり、本業務は公募型プロポーザル方式にて事業者を選定することから、選定された受託事業者の提案に基づき、担当課との協議の上で業務の詳細を定めることとする。

(1) 基礎情報の収集と現状分析

- ① 本市における燃料消費の現状、最新の再エネ電源の発電容量、発電量、送配電系統における空き容量等調査、
- ② 送配電網の運用に関する過年度調査の分析
- ③ 再エネ型活用事業の事例調査
- ④ ローカルファイナンス手法の整理と、島内の再エネ投資に占める域内金融機関の融資規模等の調査

(2) 再生可能エネルギー技術開発ステージのヒアリング調査

- ① 風力発電及び太陽光発電、水素やアンモニアを活用した発電などの再エネ電源について、離島に適した技術開発状況及び今後の見通しの調査

(3) 将来ビジョンシナリオの構築

- ① 現状を踏まえた実現可能な再エネ導入シナリオの整理
- ② 離島向けエネルギーコストモデルと経済循環モデルの構築
- ③ 再エネ導入シナリオがもたらす効果分析
- ④ 将来的な技術開発シナリオを踏まえた野心的な再エネ導入シナリオの構築

(4) 進捗会議等の実施及び検討委員会運営支援

- ① 定例進捗会議の実施、報告
- ② エコアイランド推進計画検討委員会運営支援

(5) 中間報告書(1年目の成果報告書として)作成

- ① 本年度報告書作成
 - ② 次年度に向けた作業スケジュール構築
- 委託業務の成果物として提出を求める。

(6) その他

業務の詳細については協議により定める。

6. 委託業務の成果物

委託業務の完了時には、以下の成果物および書類を提出すること。

- (1)委託業務成果報告書(紙媒体:1部、電子データ:1部)

7. 納入場所

宮古島市 企画政策部 エコアイランド推進課

8. 業務実施上の注意

- (1)市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2)業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3)本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4)本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5)個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6)契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。
- (7)受託者は、会議、協議、打ち合わせ事項等において、議事録を作成し提出すること。

9. その他事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。